

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 12月 12日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記

- 1 手続番号 第3501-2024-0073号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字楠原字倉畑1960番2
- 3 地目 畑
- 4 地積 9・91㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
藤山駒吉
- 6 登記すべき事項
宮崎県都城市立野町11号5番地3
藤山豊（平成14年1月23日当時）



表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 12月 12日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記

- 1 手続番号 第3501-2024-0081号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字楠原字寄仏2731番
- 3 地目 畑
- 4 地積 406㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
酒谷村大田原眞明
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]



表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 12月 12日

宮崎地方法務局 登記官 須賀 信 一 郎

記



- 1 手続番号 第3501-2024-0091号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字毛吉田字宮之脇514番
- 3 地目 墓地
- 4 地積 85㎡
- 5 表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項

内田寅市

- 6 表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所
宮崎縣南那珂郡細田町大字毛吉田480番地
内田シヅエ（昭和27年1月31日当時）

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 12月 12日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記

- 1 手続番号 第3501-2024-0092号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字毛吉田字宮之脇546番
- 3 地目 墓地
- 4 地積 42㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
酒井庄被
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]



表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 12月 12日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記

- 1 手続番号 第3501-2024-0110号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字毛吉田字沢津2188番
- 3 地目 墓地
- 4 地積 327㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
黒岩倉藏
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

